## 表彰委員会設置運営要領

## 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2007. 02. 13
2.0	常務から副社長へ変更	2008. 07. 30
3. 0	委員長 社長→副社長	2008. 10. 30
4. 0	センター長の設置に伴う変更および書式の変更	2010. 07. 01
5. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
6.0	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
7. 0	監査部の名称変更に伴う変更	2012. 04. 01
7. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

## 表彰委員会設置運営要領

規程番号 1001-0000-03-要制定日 2007年 2月13日 改正日 2021年 6月30日

(目的)

第 1条 この委員会は、当社の従業員に対する表彰の可否および内容の決定を目的とする。

(構成)

第 2条 この委員会は、社長を委員長とし、センター長、総務部長および表彰候補者が所属する部の部長で構成する。

(任務)

第 3条 この委員会は、表彰の可否および表彰の方法を審議・決定する。

(運営)

第 4条 この委員会は、委員長が必要により開催する。

(事務局)

第 5条 この委員会の事務局は、総務部におく。